

オープンカウンター方式による見積依頼公告

本調達には「電子調達システム」を利用した手続きにより実施するものとする。ただし、「紙」による見積書の提出も可とする。

令和 7 年 7 月 2 8 日

分任支出負担行為担当官

近畿農政局和歌山平野農地防災事業所長 西野 徳康

1 オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

- (1) 件 名 令和 7 年度 和歌山平野農地防災事業所 自動車運転手特別健康診断業務
- (2) 仕 様 等 仕様書のとおり
- (3) 履 行 期 間 令和 8 年 3 月 3 1 日まで
- (4) 履 行 場 所 和歌山市内、紀の川市内または岩出市内の受注者の施設

2 見積参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 7 0 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 7・8・9 年農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている、近畿地域の競争参加有資格者であること。又は、令和 7・8・9 年度近畿農政局随意契約登録者名簿の登録者であること。
- (4) 公告の日から見積合わせの日までの間において、近畿農政局長から近畿農政局物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成 2 6 年 1 0 月 8 日付け 2 6 近総第 4 4 9 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり、指名を行わないこととした者に該当しない者であること。

3 仕様書等の交付場所及び問い合わせ先

- (1) 紙媒体による交付場所及び問い合わせ先

〒 6 4 0 - 0 4 1 3 和歌山県紀の川市貴志川町神戸 3 2 7 - 1

近畿農政局和歌山平野農地防災事業所庶務課庶務係

電話 0 7 3 6 - 6 5 - 3 3 6 0

- (2) 電子媒体による交付場所

ア) 電子調達システム <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>

イ) 当局ホームページ https://www.maff.go.jp/kinki/soumu/kaikei/order/open_counter.html

4 見積書の提出場所及び期限

(1) 見積書の提出場所

上記3の(2)ア)または以下のとおり

〒640-0413 和歌山県紀の川市貴志川町神戸327-1

近畿農政局和歌山平野農地防災事業所庶務課経理係

(2) 見積書の提出期限

令和7年8月6日午後5時00分まで(行政機関の休日を除く。)に、近畿農政局和歌山平野農地防災事業所庶務課経理係宛てに持参若しくは郵送(書留郵便に限る。)又は電子調達システムにより送信すること。

持参若しくは郵送(紙による提出)の場合は、別紙様式1-1の見積書兼内訳表を提出すること。電子調達システムによる場合は、システム上で見積金額(税抜合計)を入力の上、別紙様式1-2の見積内訳書をシステム上に添付すること。

なお、競争参加資格(全省庁統一資格)を有する者である場合は、参加資格を証明する書類(競争参加資格証明書の写し)を併せて持参若しくは郵送すること。(電子調達システムによる場合は必要ない。)

5 見積合わせの日時及び場所

(1) 日時

令和7年8月7日 午後2時00分から

(2) 場所

近畿農政局和歌山平野農地防災事業所

6 見積依頼公告、仕様書等に関する質問

この見積依頼公告及び仕様書に対する質問がある場合は、令和7年8月1日午後5時00分までに、書面(様式任意、メールによる連絡先を記載すること)の持参、郵送、メール(メールアドレス：wakahei_keiri@maff.go.jp)により、上記3(1)あてに提出すること。

なお、電話による受付は行わない。

7 その他

本公告に記載なき事項については、近畿農政局和歌山平野農地防災事業所オープンカウンター方式実施要領による。

お 知 ら せ

- 1 農林水産省発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規定に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合はその事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。
詳しくは、当省のホームページ
（ https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf ） をご覧下さい。
- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。
- 3 農林水産省では電子調達システムを利用した電子入札・電子契約を推進しています。詳しくは調達ポータルホームページ
（ <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/resources/app/html/beginner.html> ） をご覧下さい。